

消費税改正に伴う対応について

いつもホットヨガスタジオLET'sをご愛顧いただきありがとうございます。

令和1年10月1日より消費税率が従来の8%から10%へと引き上げられます。

それに伴い、消費税は原則10%となります。

ただし、[水素水会費](#)や[ミネラルウォーター](#)は[飲食料とみなされ、軽減措置の8%](#)となります。

会員種別の会費を以下に示す。

会員種別	税別会費	R1年9月分まで (8%税込)	R1年10月分から (10%税込)
マンスリー4	8,000円	8,640円	8,800円
デイトイム	11,000円	11,880円	12,100円
フルタイム	13,000円	14,040円	14,300円

その他の料金は以下となります。

	税別	R1年9月まで	R1年10月から
体験レッスン料	1,000円	1,080円(8%)	1,100円(10%)
初期費用(入会金)	2,000円	2,160円(8%)	2,200円(10%)
初期費用(登録料)	3,000円	3,240円(8%)	3,300円(10%)
追加レッスン料金	1,800円	1,944円(8%)	1,980円(10%)
他店舗利用料金	1,000円	1,080円(8%)	1,100円(10%)
タオル会費	1,000円	1,080円(8%)	1,100円(10%)
レンタルウェア上又は下	250円	270円(8%)	275円(10%)
レンタルバスタオル	204→200円	220円(8%)	220円(10%)
レンタルフェイスタオル	102→100円	110円(8%)	110円(10%)
水素水会費(注)	1,000円	1,080円(8%)	1,080円(8%)
ミネラルウォーター(注)	102円	110円(8%)	110円(8%)

(レンタルタオルは令和1年10月から料金を改定)

<10%の適用の考え方>

消費税は料金を支払った時ではなく物品やサービスを提供する時期で判定するため、以下に具体的な例を示す。

<ケースの例>

- 8月又は9月中に体験レッスンを行い、9月からの入会でお支払いをされるケース
体験レッスン料と初期費用(入会金・登録料)は消費税8%です。
2か月分の月会費は、9月会費が消費税8%、10月会費が消費税10%となります。
- 9月中に体験レッスンを行い、10月からの入会でお支払いをされるケース
体験レッスン料と初期費用(入会金・登録料)は消費税8%です。
2か月分の月会費(10・11月分)は消費税10%となります。